

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名	総務省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          中小企業者等の試験研究費がある場合の法人税額の特例控除制度          法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。</p> <p>・ 特例措置の内容          国税における特例措置 — 総額型控除上限の10%引き上げ等</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号、地方税法附則第8条第1項、3項		
減収見込額	（初年度）（ ）（平年度） — （▲3,479）（単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的          我が国のリーディング産業である情報通信産業における中小企業者等の民間研究開発投資を促し、イノベーション創出を促進させることにより、民間における情報通信技術の研究開発の一層の進展、新規事業及び雇用の創出、情報通信サービスの高度化・多様化の実現、情報通信技術の普及による生産性・利便性の向上及び民需主導の持続的な経済成長を実現する。</p> <p>（2）施策の必要性          情報通信技術の研究開発の促進は、情報通信産業を発展させるのみならず、その効用は製造、流通、医療・福祉、教育等あらゆる産業・社会分野に及ぶものであり、その中でも、民間主体による情報通信技術の研究開発は、主に国民の多様なニーズに応えるサービス等の実現を前提としたものであり、その果たすべき役割は大きい。          また、情報通信産業は技術先導型の特性を強く持つにも関わらず、一般にその技術研究開発は研究開発要素に富み、必要な設備も特殊かつ高額で多額の投資を要し、先端性・リスク性が高い等、事業者の研究開発投資に対する多くの障害がある上、特に近年においては通常の投資のみならず、研究開発に対する支出も抑制される傾向にあることから、本税制を拡充・延長することにより、研究開発の推進を図っていくことが必要である。          特に情報通信分野は、場所、地域にとらわれない事業が実現できる分野であり、地域の活性化に有益な分野である。          また、情報通信分野においては、ベンチャー企業に見られるように、中小企業による研究開発においても先進的な技術開発が可能である。そこで、情報通信分野における「多様で活力ある独立した中小企業の成長発展（中小企業基本法）に資するために、当制度を拡充・延長し、当分野の中小企業者等の民間研究開発投資を促進し、民間における情報通信技術の研究開発の一層の進展を図るものである。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	総務省政策評価基本計画（平成19年総務省訓令第60号） V 情報通信（ICT政策） ① 情報通信技術の研究開発・標準化の推進																																																																													
	政策の達成目標	我が国の優れたものづくりの基盤となっているものづくり中小企業をはじめ、様々な付加価値を生み出す中小企業が、将来にわたって競争力を維持・強化していくことが重要である。このため中小企業が研究開発投資を持続的に行えるような環境を整備し、国税と合わせて民間研究開発投資のGDP比率を4%以上にする。（新成長戦略 平成22年6月18日閣議決定） また、中小企業においては、大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が高い付加価値を生み出す試験研究に対して特に充実した税制を講ずることにより、中小企業の経営革新・新規創業や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な経済成長を実現する。																																																																													
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置																																																																													
	同上の期間中の達成目標	民間研究投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準に維持する。																																																																													
有効性	政策目標の達成状況	我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。  <table border="1"> <caption>主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> <th>2008年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.40</td> <td>2.38</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> <td>2.69</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.71</td> <td>0.82</td> <td>0.91</td> <td>1.01</td> <td>1.04</td> <td>1.13</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>1.89</td> <td>2.06</td> <td>2.15</td> <td>2.33</td> <td>2.45</td> <td>2.54</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.81</td> <td>1.76</td> <td>1.80</td> <td>1.86</td> <td>1.92</td> <td>2.01</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.11</td> <td>1.05</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.12</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.16</td> <td>1.18</td> <td>1.15</td> <td>1.11</td> <td>1.04</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.88</td> <td>0.79</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> <td>0.72</td> <td>0.65</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.36</td> <td>1.36</td> <td>1.30</td> <td>1.32</td> <td>1.29</td> <td>1.27</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.76</td> <td>1.74</td> <td>1.72</td> <td>1.77</td> <td>1.77</td> <td>1.85</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.52</td> <td>0.52</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.61</td> <td>0.60</td> </tr> </tbody> </table> 出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/1」		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69	中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13	韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54	アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01	イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10	カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00	ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65	フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27	ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85	イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60
		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年																																																																								
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69																																																																									
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13																																																																									
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54																																																																									
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01																																																																									
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10																																																																									
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00																																																																									
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65																																																																									
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27																																																																									
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85																																																																									
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60																																																																									
要望の措置の適用見込み	○控除上限を10%（20%→30%）引き上げた場合の減収見込額 581百万円（財務省試算をもとに経済産業省にて試算）																																																																														
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	国税における利用実績（うち、税法上の中小企業分） 平成19年度 8,479事業年度（5,747事業年度） 平成20年度 7,912事業年度（4,657事業年度） 【出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】 （注）平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。  国税及び本租特（地方税）を利用したことがある中小企業の割合 平成19年度 59.6% 平成20年度 57.8% 【平成22年度に中小企業庁実施のアンケート調査結果より算出】																																																																														

		<p>以上より、本租特における利用実績を算出すると以下のとおりとなる。</p> <p>本租特における利用実績  平成19年度 3,425事業年度  平成20年度 2,692事業年度</p> <p>したがって、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。  また、主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金属製品工業 (平成19年度13.5%、平成20年度11.8%)</li> <li>・精密機械工業 (平成19年度10.4%、平成20年度11.8%)</li> <li>・化学工業 (平成19年度8.3%、平成20年度8.2%)</li> <li>・輸送用機器工業 (平成19年度8.2%、平成20年度8.3%)</li> <li>・食品工業 (平成19年度7.3%、平成20年度7.1%)</li> <li>・電気機械工業 (平成19年度7.3%、平成20年度5.9%)</li> <li>・卸売・小売業 (平成19年度4.2%、平成20年度5.9%)</li> <li>・ソフトウェア業 (平成19年度2.1%、平成20年度3.5%)</li> <li>・サービス業 (平成19年度3.1%、平成20年度2.4%)</li> </ul> <p>【平成22年度に中小企業庁実施のアンケート調査結果より算出】</p> <p>将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約2,500～3,000事業年度程度と推測される。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業技術基盤強化税制 (国税)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>戦略的情報通信研究開発推進制度のうち地域ICT振興型研究開発 (委託費)  競争的な研究開発環境の形成により、情報通信技術のシーズの創出と研究開発力の向上等を図るため、戦略的な重点目標に沿った独創性・新規性に富む研究開発を推進する競争的研究資金制度。</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>戦略的情報通信研究開発推進制度は、公募によるため採択された研究者 (研究機関) のみに対する措置であり、予算規模には限界があるため、支援範囲が限られるが、本税制による措置は、研究を実施する者を広く対象として支援することができる点で政策手段として大きな相違がある。</p>
要望の措置の妥当性	<p>全企業の売上高に占める研究開発費の割合は大企業で2.4%、中小企業で0.3%と大きく差があるが、現に研究開発を実施している企業に限れば、売上高に占める研究開発費の割合の差は大企業で3.5%、中小企業で2.4%と大差なく、中小企業でも積極的に研究開発に取り組んでいることがわかる (出典:2009年版中小企業白書)。これには、本税制が寄与していると考えられることから、本税制は「中小企業が付加価値を生み出すために行う試験研究を支援する」という政策目的と整合した措置内容であるといえる。また、本税制は国税措置を利用した中小企業者が、適用可能な措置であることから、適用要件は明確であり、税制として執行可能なものである。</p>	
ページ	—	

税負担軽減措置等の  
適用実績

1. 減収額について

平成22年度の本税制措置による減収額試算は、33億円（国税：191億円）

地方税における減収額

減収額実績【出典：国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」より算出】

平成17年度 53億円  
平成18年度 53億円  
平成19年度 29億円  
平成20年度 43億円

減収額試算

平成21年度 10億円 【総務省減収額試算】

（減収額の算出方法）

「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。

（参考）国税における減収額

減収額実績（うち、税法上の中小企業分）

【出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

平成17年度 5,663億円（309億円）  
平成18年度 5,820億円（305億円）  
平成19年度 6,269億円（167億円）  
平成20年度 2,881億円（246億円）

減収額試算 【財務省減収額試算】

平成21年度 2,540億円（70億円）  
平成22年度 2,358億円（191億円）

2. 利用実績について

以下にあるとおり、中小企業技術基盤強化税制を利用した企業のうち半数以上が本租特を利用していることから、適用数が想定外に僅少であるとは言い難いといえる。

本租特における利用実績

平成19年度 3,425事業年度  
平成20年度 2,692事業年度

【平成22年度に中小企業庁実施のアンケート調査結果より算出】

（参考）国税における利用実績（うち、税法上の中小企業分）

平成19年度 8,479事業年度（5,747事業年度）  
平成20年度 7,912事業年度（4,657事業年度）

【出典：国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」】

（注）平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。

経済波及効果の試算（※8月30日現在の経済産業省実施アンケート回収データに基づく）

【①総額型・②中小企業技術基盤強化税制（控除限度額20%）】

●減税による研究開発投資の押し上げ効果の試算

研究開発税制利用実態調査結果（平成22年度経産省実施、以下、「利用実態調査」）及び中小企業試験研究税制利用実態等調査（平成22年度中企庁実施）を基に、平成22年度1年間の減税による研究開発投資押し上げ効果を次のとおり試算。

- ①平成22年度減収額（大企業分）：1,712億円（財務省試算）
- ②平成22年度減収額（中小企業分）：153.87億円（財務省試算）
  - ↓ ①研究開発税制による研究開発投資押し上げ効果：  
1.38倍
  - ↓ ②中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押し上げ効果：  
1.70倍
- ①研究開発投資押し上げ額（大企業分）：2,362億円（1,712億円×1.38）
- ②研究開発投資押し上げ額（中小企業分）：262億円（153.87億円×1.70）

●減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算

上記を基に、押し上げられた研究開発投資が中長期的に及ぼすGDP押し上げ効果を、マクロモデル（平成16年度経産省委託事業により構築したマクロモデルのデータを、平成22年度経産省調査等を基に最新化して利用）により次のとおり試算。

- ①研究開発投資押し上げ額：2,362億円
  - ↓ GDP押し上げ効果（マクロモデルによる計算）
  - ・平成22年度の研究開発税制による減税が、平成22年度～平成31年度までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：約9,146億円
  - ・同様の計算により、平成22年度の中小企業技術基盤強化税制による減税が、平成22年度～平成31年度までの10年間に及ぼすGDP押し上げ効果：約1,015億円

※地方税部分における経済波及効果の試算

- ②平成22年度減収額 153.87億円（財務省試算）
  - ↓ 地方税に換算：0.173倍
  - 平成22年度での地方税減収額：26.6億円
  - ↓ 中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押し上げ効果：  
1.70倍
  - 研究開発投資押し上げ額：45億円
  - ↓ GDP押し上げ効果（マクロモデルによる試算）
  - 10年間（平成22～31年度）累計のGDP押し上げ効果（地方税分）：  
約175億円

【③経済対策（総額型等控除上限の10%引上げ）部分】

上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。

- ・平成22年度減収額（大企業分）：372億円（財務省試算を基にした経産省試算）
- ・平成22年度減収額（中小企業分）：34億円（財務省試算を基にした経産省試算）
- ↓
- ・10年間（平成22～31年度）累計のGDP押し上げ効果（大企業分）：約1,990億円
- ・10年間（平成22～31年度）累計のGDP押し上げ効果（中小企業分）：約223億円

※地方税部分における経済波及効果の試算

経済対策における経済波及効果（地方税分）を次のとおり試算。

- 平成22年度減収額（中小企業分）：34億円（財務省試算を基にした経産省試算）
  - ↓ 地方税に換算（0.173倍）

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）

	<p>平成22年度での経済危機対策による地方税減収額：5.9億円</p> <p>↓ 中小企業技術基盤強化税制による研究開発投資押上げ効果： 1.70倍</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発投資押上げ額：10億円</li> <li>↓ GDP 押し上げ効果（マクロモデルによる試算）</li> <li>・10年間（平成22～31年度）累計のGDP押し上げ効果（地方税分）：約38億円</li> </ul>
前回要望時の達成目標	<p>情報通信分野における中小企業者の研究開発投資の安定的拡大により、イノベーションを加速することにより、以下の政策目標の達成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信分野での新規事業の創出</li> <li>・情報通信サービスの高度化・多様化の実現</li> <li>・情報通信技術の普及による産業・社会改革の推進</li> </ul>
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>本制度の導入により、研究開発投資を上手く誘発している。しかしながら、情報通信事業における競争の進展に伴い、民間企業は、短期的に収益につながる製造部門に投資をシフトしたところも多く、本制度を活用しきったと言いき難い状況も伺える。</p>
これまでの要望経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の拡充(3%上乗せ措置により12%→15%)</p> <p>平成18年度 税額控除率の拡充(増加額に係る税額控除(増加額の5%))</p> <p>税額控除率の廃止(3%上乗せ措置の廃止により15%→12%)</p> <p>平成20年度 税額控除率の拡充 (増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加)</p> <p>平成22年度 2年間延長</p>
ページ	—